

小美玉市観光アドバイザー業務委託仕様書

1. 業務名

小美玉市観光アドバイザー業務委託

2. 業務の目的

小美玉市（以下「市」という。）の観光事業を企画・開発するにあたり、観光における専門的な知見や経験を有するアドバイザーを配置し、市の観光事業が有する諸課題に対し助言等を受けることを通じて、効果的な誘客事業を実施するとともに、交流人口及び定住人口の図化を図り、地域の振興に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 計画策定支援及び助言

日程：令和6年6月～令和7年3月

回数：月1回、計10回

各月1回開催する「課内会議（平日14:00～16:00開催予定）」に合わせて来庁し、専門家として本市の観光事業へのアドバイスを行う。

(2) 事業評価及び助言

日程：令和7年3月

回数：1回

令和6年度実施の観光事業の事業評価を行い、次年度の事業計画策定に向けたアドバイスを行う。

(3) その他支援

日程：令和6年6月～令和7年3月

時間数：想定時間数として各月4時間程度（計40時間）を予定。

目安であることから、変動する際にも対応すること。

年間を通して市担当者からのメールや電話、オンライン会議による相談に対応する。

5. 報告物

報告物、提出期限及び納付場所は次のとおりとする。

(1) 報告物

業務委託（部分完了）届

(2) 提出期限

翌月10日まで

※3月分については3月31日まで

(3) 提出場所

小美玉市商工観光課観光振興室

6. その他の事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び提案内容に基づき、本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書は、市と受託者が協議の上、必要に応じて改定することができる。
- (4) 小美玉市個人情報保護法施行条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には、受託者は市の指示に従うこととする。